

観音墓納骨申込書B

申込日 年 月 日

宗教法人 本應寺 様

本應寺観音墓納骨規程Bを承諾の上、納骨を申し込みます。

申込者住所

申込者氏名

印(自署)・TEL.

連名

印(自署)・TEL.

連名

印(自署)・TEL.

被納骨者氏名(故人名) ※わからない場合は「不詳」と記入し、数を一致のこと。

①氏名

④氏名

②氏名

⑤氏名

③氏名

⑥氏名

■永代供養を希望される場合は、別に申込書があります。

本應寺観音墓納骨規程B

第1条 本規程は、管理者本應寺(以下管理者といふ)の観音墓に納骨(改葬を含む)を希望し、承諾を受けた者(以下使用者といふ)が、納骨についての適正を図ることを目的とする。

第2条 使用者は本應寺檀家およびその関係者とする。

第3条 納骨を希望する者は、本規程を承諾の上、「観音墓納骨申込書」にて申込むことができる。

2.納骨料は管理者に支払わなければならない。一体、五万円とする。年間預かり料等は徴収しない。

3.納骨後の遺骨の改葬および返還はしない。また、解約および納骨料の返還はしない。

4.納骨後の遺骨は管理者により観音墓に合葬される。その際に通知はしない。

5.本應寺の墓地を使用している場合、その使用権利は破棄され、原状回復後、管理者に返還すること。

第4条 納骨に当たっては、市町村長発行の死体(死胎)火葬許可証、改葬については改葬許可書を提出すること。

第5条 規程の前各条に定めのない事項については、法令の定めによるほかその都度、管理者で決定する。

付則 1、本規程は2013年1月1日より施行する。

※領收証No.

※火葬許可証または改葬許可証の 有・無

※位牌堂安置日

年 月 日